

発議第5号

「子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充」を求める意見書

上記議案を別紙のとおり地方自治法第109条第6項、及び志摩市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和6年9月30日提出

志摩市議会議長 中村孝司 様

提出者 志摩市議会教育厚生常任委員会
委員長 井上幹夫

「子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充」を求める意見書

2024 年度が最終年度となる「第二期三重県子どもの貧困対策計画」の基本理念には、「生まれ育った家庭の経済状況にかかわらず、三重の子どもが、必要に応じた教育支援、生活支援、親への就労支援等によって、夢と希望を持って健やかに成長できる環境整備が図られている状況をめざす」と示されています。国による教育支援・生活支援・就労支援・経済支援など、貧困対策のとりくみも進んできましたが、支援を必要とする子どもたちや家庭に対して、相談体制を充実させるとりくみや、学校だけでは解決が困難な事案について関係機関と連携した支援をおこなうなどのとりくみが今以上にすすめられていく必要があります、こうした状況を踏まえ、就学・修学保証制度のさらなる拡充が必要と考えます。

厚生労働省の「国民生活基本調査（2022）」によると、「子どもの貧困率」は 11.5%、およそ子どもの 9 人に 1 人の割合で貧困状態にあるとされています。また、大人が 1 人の世帯（ひとり親世帯）の相対的貧困率は 44.5%と、大人が 2 人以上いる世帯は（8.6%）を大きく上回っており、より著しく厳しい経済状況に置かれています。

また、円安等を要因とする物価高、そのことによる実質賃金の低下がつづき、家計への負担増大がつづいているなか、家庭の経済格差が子どもの学力格差・教育格差を生むことのないように、子どもたちの就学を支援するため、今後も就学援助事業を推進する必要があります。

志摩市では、今年度、就学援助を受けている児童生徒の割合は、小学校は 14.01%（約 7 人に 1 人）、中学校が 17.20%（約 6 人に 1 人）となっており、国の基準に基づき、市から就学援助を支給しています。しかしながら、家庭によっては、入学準備等にかかる費用が就学援助だけではまかなえないなど、さらなる支援が必要な家庭もあります。

国により、今後すすめる児童手当の拡充等の子ども関連施策とともに、さらなる就学支援のための就学援助の国の基準の引き上げと市町の財源確保のための国からの財政支援を強く望みます。

よって、本市議会は、このような状況を十分に認識していただき、子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を強く要望します。

以上のとおり、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

令和 6 年 9 月 30 日

志摩市議会議長 中村 孝司

衆議院議長 様
参議院議長 様
内閣総理大臣 様
総務大臣 様
財務大臣 様
文部科学大臣 様
内閣府特命担当大臣(こども政策) 様
こども家庭庁長官 様